

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」の公表について

平成25年9月10日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、平成25年6月12日に公布された消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が同年10月1日から施行されることを踏まえ、消費税転嫁対策特別措置法に基づく特別措置のうち、「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」及び「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」等についての考え方を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させること等を目的として、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定することとし、平成25年7月25日に原案を公表し、同年8月23日を期限として、関係各方面から広く意見を求めたところです。
- 2 今回の意見募集では、35名の方から意見が提出されました。公正取引委員会は、これらの意見を慎重に検討した結果、原案を一部修正した上で、**別紙1**のとおり、本ガイドラインを策定し、公表することとしました。提出された意見の概要及びこれに対する公正取引委員会の考え方は**別紙2**、主な修正点は**別紙3**のとおりです。
なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課において閲覧に供します。
- 3 公正取引委員会は、本ガイドラインを事業者等に十分に周知し、消費税の転嫁拒否等の行為、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する法運用の透明性と事業者の予見可能性の向上等を図るとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために消費税転嫁対策特別措置法等を適正に運用していくこととしています。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>